

再エネ・次世代自動車学習施設情報提供事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県民の再生可能エネルギーや次世代自動車への関心を高めるため、見学等学習が可能な再生可能エネルギー発電所等（以下「再エネ・次世代自動車学習施設」という。）のリストを作成し、その情報提供に必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 リストの掲載対象は、次のとおりとする。

(1) 再生可能エネルギー発電所

- ア 太陽光発電所
- イ 風力発電所
- ウ 中小水力発電所
- エ バイオマス発電所
- オ バイオマス熱利用施設
- カ 太陽熱利用施設
- キ 地中熱利用施設
- ク その他再生可能エネルギーを利用する施設

(2) 再生可能エネルギー関連製品製造所

- ア 太陽光発電システムの製造所
- イ 太陽熱利用システムの製造所
- ウ 地中熱利用システムの製造所
- エ その他再生可能エネルギー関連製品の製造所等

(3) 次世代自動車の関連施設

- ア 製造所
- イ 燃料充填・充電施設
- ウ 給電機能展示施設
- エ その他展示施設 等

(掲載要件)

第3条 リストの掲載要件は、次のとおりとする。

- (1) 山口県内にあり、見学者を受入できること。
- (2) リストの情報提供（ホームページへの掲載等）に協力できること。

(手続き)

第4条 リストへの掲載を希望する企業、団体、行政機関等（以下「企業等」という。）は、再エネ・次世代自動車学習施設リスト掲載申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を山口県（以下「県」という。）に提出する。

2 県は、申請書の審査をし、掲載が適当と認められる施設をリストに掲載し、適当でないと認められる施設については、リストに掲載せず、その旨を企業等に通知する。

(掲載期間)

第5条 再エネ・次世代自動車学習施設の掲載期間は、申請書の提出があった年度の末までとする。ただし、企業等から掲載辞退の届出がない限り、自動更新とする。

(変更の届出等)

第6条

- 1 申請者は、掲載事項に変更があったときは、再エネ・次世代自動車学習施設掲載事項変更届（様式第2号）（以下、「変更届」という。）を県に提出しなければならない。
- 2 申請者は、掲載を辞退するときは、再エネ・次世代自動車学習施設掲載辞退届（様式第3号）を県に提出しなければならない。

3 県は、掲載事項の変更届があった場合には、速やかに当該届出に係るリストの掲載事項を変更するものとする。

第7条 県は、企業等が次のいずれかに該当するときは、その掲載を取り消すことができる。

- (1) 掲載辞退の届出があったとき
- (2) 偽りの申込みをしたとき
- (3) 法令、又は条例の規定に違反し、処分等を受けたとき
- (4) 企業等の実体がなくなったとき
- (5) その他公益を害する行為をしたとき

(見学者の受入)

第8条 再エネ・次世代自動車学習施設の見学を希望する者（以下、「見学希望者」という。）は、施設を管理する企業等に申込みをするものとする。

2 企業等は、見学希望者の受入に当たっては、安全上の配慮をするものとする。

(管理及び情報提供)

第9条 リストの管理及び県民への情報提供は、県が事業の一部を委託している公益財団法人山口県予防保健協会が実施する。

2 協会は、以下の方法により情報提供を行う。

- (1) 公益財団法人山口県予防保健協会 山口県地球温暖化防止活動推進センターのホームページにリストを掲載
- (2) その他再生可能エネルギー及び次世代自動車の普及啓発に関する資料にリストを掲載

附則

この要領は、平成25年5月21日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月10日から施行する。